TAKEO Information

くらしのヒントや気になるイベントなど、
耳寄り情報を一挙にお届け。
今月もお見逃しなく！

重度心身障がい者医療費助成受給資格の更新について

福 Welfare

重度心身障がい者医療費助成の受給資格者は、毎年7月に資格証の更新手続きが必要です。
該当される人には通知します。この手続きをしないと8月1日からの受給はできません。ご注意ください！！

対象者／次の手帳をお持ちの人
①身体障害者手帳1級または2級
②療育手帳A
③療育手帳と身体障害者手帳3級の両方

受付／7月19日（水）　8時30分～17時15分
武雄市役所1階会議室A（東側）
7月20日（木）～31日（月）
8時30分～17時15分（土・日除く）
武雄市役所2階福祉課・両支所くらし課

詳しくは　福祉課　☎0954-23-9235
山内支所くらし課　☎0954-45-2906
北方支所くらし課　☎0954-36-6020

8月1日から保険証（被保険者証）が新しくなります

健 Health

国民健康保険・後期高齢者医療保険の新しい保険証を7月下旬に郵送します。今お持ちの保険証の有効期限は平成29年7月31日です。期限切れ後は、ハサミを入れるなどして確実に処分してください。

○国民健康保険被保険者
新しい保険証は、世帯ごとに、加入している全員の分を同封して郵送します。
※「高齢受給者証（白）」をお持ちの人（70～74歳）も同時に更新し、保険証に同封して郵送します。
※「国民健康保険限度額適用認定証」については改めて申請が必要です。8月1日（火）以降に健康課の窓口にて申請ください。

○後期高齢者医療被保険者
新しい保険証は、同世帯であっても個人単位で郵送します。
※「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）」も同時に更新し、保険証に同封して郵送します。

保険証の種類	旧保険証		新保険証
国民健康保険（一般）	藤色	→	レモン色
国民健康保険（退職）	オレンジ色	→	空色
後期高齢者医療保険	桃色	→	草色

詳しくは　健康課 ☎0954-23-9135
後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

70歳以上の医療費の自己負担限度額が変わります

健 Health

同じ月内に支払った医療費の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」が見直され、医療費の自己負担限度額が変わります。

平成29年8月診療分から

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円＋（医療費−267,000円）×1%（多数該当44,400円）
一般	14,000円（年間144,000円上限）	57,600円（多数該当44,400円）
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

詳しくは　健康課　☎0954-23-9135
山内支所くらし課　☎0954-45-2906
北方支所くらし課　☎0954-36-6020
後期高齢者医療広域連合　☎0952-64-8476

平成29年度国民年金保険料免除・納付猶予の受付開始

健 Health

収入の減少、失業などによって経済的に国民年金保険料を支払うことが難しい人については、免除や納付猶予といった制度があります。
申請をして承認されると、保険料の納付が「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の割合で免除されます。

申請開始／7月3日（月）から

詳しくは　健康課　☎0954-23-9135
山内支所くらし課　☎0954-45-2906
北方支所くらし課　☎0954-36-6020
武雄年金事務所　☎0954-23-0121

有料広告

平成29年7月1日より住民票などの手数料が改定されます

交付手数料につきましては、平成１８年３月の合併時より見直しがされておらず、佐賀県内各市の現状や受益と負担の観点より下記のとおり改定させていただくものです。
皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※市民課・支所窓口係で交付する証明書において、右記一覧に掲載されていないものは、手数料改定の対象ではありません。
※郵便申請については平成29年7月1日到着分より対象となります。

詳しくは　市民課 ☎0954-23-9225

料金改定一覧表

種　類	備　考	現　行	改定後
住民票	除票・記載事項証明書・広域交付住民票を含む	平成29年6月30日まで 200円	平成29年7月1日より 300円
各種税証明書	人数・税目数・筆数などにより増額有り		
諸証明	身分証明書・不在籍（不在住）証明書・行政証明・名寄写し・字図など		
印鑑証明書	—		
戸籍の附票	—		

平成29年度　武雄市食育推進事業補助金のお知らせ

文 Culture

武雄市民の将来にわたる健康の確保と次代を担う感性豊かな人材の育成を図るため、市内において食育を推進している団体等に対して経費の一部を補助します。

対象となる事業／
①調理実習事業
②小中学生向け食育啓発事業
③教育ファーム事業
④地産地消推進事業
⑤食と武雄焼事業
⑥口腔ケア事業

募集期間／7月21日（金）まで

詳しくは　健康課 ☎0954-23-9131

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか？

福 Welfare

「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請受付を5月10日から行っています。8月10日が申請受付期間の最終日です。まだ、申請をされていない方は、期限内に申請手続きをお願いします。
※期限までに申請が行われなかった場合は、給付金を受けとることができませんので、ご注意ください。

支給対象者／住民税が課税されていない方
（住民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護制度の被保護者の方は除く）

給付金額／15,000円

申請期限／8月10日（木）
※該当と思われる方には5月に申請書を送付していますので、ご確認ください。

詳しくは　福祉課 ☎0954-23-9235

※不審な電話やメールに注意！！
市役所職員を名乗って給付金の申請の有無や口座番号を電話で尋ねたりすることはありません。不審と思われた場合は、市役所福祉課や警察署へ連絡をお願いします。

有料広告